

平成 6 年 12 月 26 日

自 治 大 臣 殿
愛知県選挙管理委員会



政治団体の名称 自由民主党知多市支部 印

事務所の所在地 知多市八幡小根 14 番地

代表者の氏名 尾之内 正 己

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

名 称 (ふりがな)	自由民主党 知多市支部 ちたし 自由民主党 知多市支部			☐ 政 党 ☒ 政 党 の 支 部 ☐ 政 治 資 金 団 体 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 ☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部
目 的	別紙のとおり	組織年月日	平成 6 年 11 月 6 日	
主たる事務所の所在地	(〒 478) 知多市八幡小根 14 番地 (電話 [REDACTED])			
主たる活動区域	知多市			
代 表 者	(ふりがな・氏名) おのうち まさみ 尾之内 正 己	(住 所) (〒 [REDACTED]) (電話 [REDACTED])	(生年月日) [REDACTED]	(選任年月日) 58.6.21
会 計 責 任 者	はしもと いっろう 橋本 逸郎	(〒 [REDACTED]) (電話 [REDACTED])	[REDACTED]	2.4.18
会計責任者の職務代行者	[REDACTED]	(〒 [REDACTED]) (電話 [REDACTED])	[REDACTED]	58.6.21
支 部 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	☒ 有 ☐ 無	

政党の状況等に関する届

平成 6年 12月 26日

自 治 大 臣 殿
愛知県選挙管理委員会

政党の支部の名称 自由民主党知多市支部印

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。
記

本支部を支部 とする政党	名 称	自由民主党本部
	主たる事務所の 所 在 地	東京都千代田区永田町1丁目11番23号 (電話 03-3581-6211)
	主たる活動区域	日本全国
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		☒

(備考)

- この用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。
- 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「レ」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 自由民主党 知多市支部
主たる事務所の所在地 〒478 知多市八幡小根14
主たる活動区域 (知多市) 電話 [REDACTED]

上記の支部は、本政党の (知多市) を単位として
設けられる支部であることを証明する。

平成6年12月25日

政 党 の 名 称 自由民主党本部 [REDACTED]

主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町1-11-23

代 表 者 の 氏 名 河 野 洋 平 [REDACTED]

自由民主党知多市支部規約

1. わが党は、民主主義の理念を基調として諸般の制度機構を刷新改善し、文化的民主國家の完成を期する。

1. わが党は、平和と自由を希求する人類普遍の正義に立脚して国際関係を是正し、調整し、自主独立の完成を期する。

1. わが党は、公共の福祉を規範とし、個人の創意と企業の自由を基底とする経済の総合計画を策定実施し、民生の安定と福祉國家の完成を期する。

第1章 総 則

第1条 本支部は自由民主党知多市支部と称し、事務局を支部長宅におく

第2条 本支部はわが党の立党精神と綱領を基礎として近代的な国民政党としての組織体を確立し併せて進歩的諸政策の實現と國民福祉の向上を計るを目的とする

第3条 本支部は前条の目的に賛同する知多市在住の黨員をもつて構成する

第2章 役員及び執行機関

第4条 本支部には次の役員をおき支部大会において選任する

(1) 支部長	1 名	副支部長	若干名
(2) 幹事長	1 名	副幹事長	"
(3) 総務会長	1 名	副会長	"
(4) 政調会長	1 名	副会長	"
(5) 組織委員長	1 名	副委員長	"
(6) 広報委員長	1 名	副委員長	"
(7) 財務委員長	1 名	副委員長	"
(8) 会計監督	若干名		
(9) 事務局長	1 名		

2. 支部長以下各機関の長は所轄の党務を総括し、副長はこれを補佐する。

3. 総ての支部役員の仕事は1ケ年とし兼任及び再選は妨げない

第1節 幹事会及び総務会

第5条 本支部には幹事長所管のもとに幹事会をおき幹事若干名をもつて構成する

2. 幹事は支部役員会の承認を受け支部長が決定する

第6条 本支部には総務会長所管のもとに総務会をおき総務若干名をもつて構成する

2. 総務は支部役員会の承認を受け支部長が決定する

第2節 政務調査会及び組織委員会

第7条 本支部には政務調査会推進のため政務調査会を設けその所管に次の各部をおく

夫々部長1名、副部長若干名をおき支部役員会で選任する。

(1)商工部 (2)農林部

第8条 本支部の日常組織活動推進のため組織委員会を設けその所管に次の各部をおき夫々部長1名、副部長若干名をおき支部役員会で選任する

(1)研修部 (2)情報部 (3)青年部 (4)婦人部 第3節 広報委員会及び選挙対策委員会

第9条 本支部には先進的な広報活動推進のため広報委員会を設け委員長1名、副委員長若干名、委員若干名を支部役員会で選任する

第10条 本支部には組織広報活動推進を計る為に支部を代表して参制する「組織広報員」若干名をおきその選出は県連の指示にもとずき支部役員会で行う

第11条 本支部には党選挙対策師立のため選挙対策委員会を設け選対委員長若干名をおき、その選任は支部役員会で行う

第3章 議決機関

第1節 支部大会

第12条 本支部は毎年1回支部大会を開催する支部大会は本支部最高の議決機関であり支部所属の党员をもつて構成する

2. 支部大会は支部役員会の議を経て支部長が招集し大会の議長はそのつど大会にて選出する

3. 本支部大会は毎年1回開催するも支部役員又は所属党员の3分の1以上の要求があるときは直ちに臨時大会を招集しなければならない。

4. 本支部のすべての議決は多数決により決する

第2節 支部役員会

第13条 本支部には党務運営上の重要事項を協議決定するため支部役員会をおく。

支部役員会の構成員は第4条に規定の各機関の長及び副長をもつてする。

第14条 本支部には県連党大会への代議員をおきその選出については県連の指示にもとずき支部役員会で選出する。

第4章 財務委員会及び会計監督

第15条 本支部の円滑なる経理の運営と党员の党費納入制度の推進を計るため財務委員会をおく

2. 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする

3. 会計監督は毎年1回本支部の経理を監査し支部役員会に報告する

第5章 顧問相談役

第16条 本支部には顧問相談役若干名を置き、支部大会において選出する

第6章 入党、離党、賞罰

第17条 本党への入党者は党費年額(500円)を毎年納入しなければなら
ない

第18条 本支部の党員で党則に規定の離党及び背離脱当事があるときは支部
役員会の議を経て県支部連合会へ報告しなければならぬ。

第7章 規約改正

第19条 本規約の改正は支部大会の議を経て行う

(附 則)

本規約は昭和46年11月6日から実施する

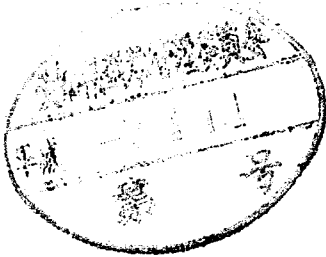
役員選出(案)

顧問	相談役	支部長	副支部長	幹事長	副幹事長	総務会長	副会長	政調会長	副会長	組織委員長	副委員長	広報委員長	副委員長	財務委員長	副委員長	会計監督	事務局長	組織広報員	県連常任委員

届出事項の異動届

平成 7 年 4 月 14 日

自治大臣 殿
愛知県選挙管理委員会



政治団体の名称 自由民主党知多市支部 印

事務所の所在地 知多市八幡小根14番地

代表者の氏名 辰之内 正 己

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

ア 支部規約の変更
イ
ウ

2 内 容

(1) 新

ア 別添の通り
イ
ウ

(2) 旧

ア
イ
ウ

3 異動年月日

平成 7 年 4 月 14 日 異動

(備考) 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

自由民主党 知多市支部規約

第一章 総 則

- 第一条 本支部は、自由民主党知多市支部と称し、事務局を知多市八幡字小根十四番地に置く。
- 第二条 本支部は、党の使命、綱領及び政策を実現することを目的とする。
- 第三条 本支部は、知多市内在住の党員をもって構成する。

第二章 党 員

- 第四条 本党の目的に賛同する日本国民で、党則の定めるところにより忠実に義務を履行するとともに、国民大衆の奉仕者として積極的に党活動に参加するものをもって党員とする。
- 第四条の二 党員は、次の各号に掲げる権利を有する。
- 一 党内の選挙権及び被選挙権を有すること。
 - 二 役員の選出及び候補者の決定に参加すること。
 - 三 党の政策に関し、提案すること。
 - 四 党の会議又は出版物を通じて、党の活動に関する自由な討議に参加すること。
- 第四条の三 党員は、次の各号に掲げる義務を有する。
- 一 党の使命、綱領、政策及び党則を守ること。
 - 二 各級選挙において党の決定した候補者を支持すること。
 - 三 積極的に党活動に参加すること。
 - 四 党費を納めること。

第三章 役員及び執行機関

- 第五節 支部長及び副支部長
- 第五条 本支部には、支部長一名、副支部長若干名を置く。
- 2 支部長は支部を代表し、支部の党務を総括する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐する。
- 第二節 幹事長及び副幹事長
- 第六条 本支部には、幹事長一名、副幹事長若干名、幹事若干名を置く。

- 2 大会は支部役員会の議を経て、支部長が招集し、大会議長、副議長はそのつど大会にて選出する。
- 3 本支部の大会は、各年一回開催するも、支部役員会又は、所属党員の三分の一以上の要求がある時は、直ちに臨時支部大会を招集しなければならない。
- 4 本支部の総ての議決は、多数決により決する。

- 第十五条 支部大会においては、本支部の次の各機関の長及び副長を選任する。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 支部長 | (6) 選挙対策委員長 |
| (2) 幹事長 | (7) 広報委員長 |
| (3) 総務会長 | (8) 財務委員長 |
| (4) 政務調査会長 | (9) 会計監査 |
| (5) 組織委員長 | (10) 事務局長 |

- 第十六条 本支部総ての役員の任期は二ケ年とする。但し再選を妨げない。

第二節 支部役員会

- 第十七条 本支部内に党務運営上の重要事項を協議決定し、併せて支部内各機関の連絡を密にするため支部役員会を置く。

- 第十八条 支部役員会は、第十五条に規定の各機関の長及び副長をもって構成する。但し、必要に応じ支部長が指名する者を参画させることができる。

- 2 支部委員会は、支部長が招集し、議長として運営に当る。

- 第十九条 本支部に県連党大会代議員を置く。但し、その選出については県連の指示に基き、支部役員会で選出する。

第四章 財務委員会

- 第二十条 本支部の財政確立と円滑な運営並びに党費収納制度を推進するため、本支部に財務委員会を置き、財務委員長一名、副委員長若干名を置く。
- 2 本支部の経費は、党費及び寄附金をもって充てる。
- 3 本支部の会計年度は、毎年一月一日に始まり十二月三十一日までとする。

- 2 幹事長は、支部長を補佐し、支部の党務を執行する。
3 副幹事長は、幹事長を補佐しその指示により幹事と共に党務を分掌する。
4 幹事は、支部役員会において選出する。

第三節 総務会

- 第七条 本支部には、支部内各機関から提案された重要案件を審議決定するため、総務会を置き、総務会長一名、副会長若干名、総務若干名を置く。
2 総務会長は総務会を招集し議長として、その運営の任に当る。
3 総務は、支部役員会において選出する。

第四節 政務調査会

- 第八条 本支部には、わが党の政策活動を推進するため、政務調査会を置き、政務調査会長一名、副会長若干名を置く。
2 政務調査会長は、政務調査会の運営と総括の任を司る。

第五節 組織委員会及び各部門

- 第九条 本支部には、わが党組織の拡大強化を計るため組織委員会を置き、組織委員長一名、副委員長若干名を置く。
2 組織委員長は、組織委員会の運営と所轄各部の総括の任に当る。
第十条 組織委員会には、日常の党組織活動推進を計るため次の所轄各部を置く。

(1) 青年部

(2) 婦人部

- 2 各部には、部長一名、副部長若干名を置き支部役員会において選出する。

第六節 選挙対策委員会

- 第十一条 本支部には、党の選挙対策を樹立するため、選挙対策委員会を置き、選挙対策委員長一名、副委員長若干名、委員若干名を置く。この委員は支部役員会において選出する。

第七節 広報委員会

- 第十二条 本支部には、わが党の政策を普及し、広報活動の強力展開を期するため、広報委員会を置き、広報委員長一名、副委員長若干名を置く。

第三章 議決機関

第一節 支部大会

- 第十三条 本支部は、各年一回支部大会を開催するも役員会において決定することもある。

- 第十四条 支部大会は、本支部の最高議決機関であり、支部所属の党員をもって構成し、支部活動上の重要案件を審議決定する。

第五章 会計監査

- 第二十一条 本支部には、会計監査二名を置き、毎年一回、本支部の会計を監査し支部大会に報告する。

第六章 顧問、相談役

- 第二十二条 本支部には、顧問、相談役若干名を置き、支部大会において選任する。

第七章 入党・離党・賞罰

- 第二十三条 本党へ入党しようとする者は所定の用紙に記載事項を記入して、当該支部へ提出しなければならない。

- 2 支部入党者ありたる時は、速やかに県支部連合会へ報告しなければならない。

- 第二十四条 本支部の党員で党則に規定の離党者及び賞罰該当者がありたる時は、支部役員会の議を経て県支部連合会へ速やかに報告しなければならない。
2 賞罰については、党則に準じ適用する。

第八章 支部事務局

- 第二十五条 本支部の事務を処理するため、支部事務局を置き、事務局長一名、同副長を置く。

第九章 規約改正

- 第二十六条 本規約の改正は、支部大会の議を経て行なうものとする。

附 則

- 本規約は昭和五十八年十一月十七日から実施する。

届出事項の異動届

平成10年8月27日

自治大臣 殿
愛知県選挙管理委員会

政治団体の名称 自由民主党知多市支部

事務所の所在地 知多市新知字榎ノ口45番地

代表者の氏名 早川 茂典

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記



1 異動事項

- ア 主たる事務所の所在地の異動
- イ 代表者の異動
- ウ 会計責任者の異動
- エ 会計責任者の職務代行者の異動

2 内容

(1) 新

- ア 別紙の通
- イ 別紙の通
- ウ 別紙の通
- エ 別紙の通

(2) 旧

- ア 別紙の通
- イ 別紙の通
- ウ 別紙の通
- エ 別紙の通

3 異動年月日

平成10年8月3日異動

(備考) 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

(届出事項の異動届) 別紙

新

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地	(〒478) (電話) 知多市新矢口字榎ノ口4番地			
主たる活動区域				
区 分	氏 名	住 所・電 話	生 年 月 日	選任年月日
代 表 者	はやかわ (げんり) 早川 義典	(〒 (電話))		平成 10.8.3
会 計 責 任 者	あんじつ (じゅんく) 安藤 儒彦	(〒 (電話))		平成 10.8.3
会 計 責 任 者 の職務代行者		(〒 (電話))		平成 10.8.3

旧

15
古

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地	(〒478) (電話) 知多市八幡小根1番地			
主たる活動区域				
区 分	氏 名	住 所・電 話	生 年 月 日	解任年月日
代 表 者	はらう まさみ 原之内 正巳	(〒 (電話))		平成 10.8.3
会 計 責 任 者	はらひつ (りゅう) 橋本 逸郎	(〒 (電話))		平成 10.8.3
会 計 責 任 者 の職務代行者		(〒 (電話))		平成 10.8.3

備考 異動事項のみ記載すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 : 自由民主党 知多市支部

主たる事務所の所在地 : 知多市新知字樋ノ口 4 5 番地

主たる活動区域 : 知多市

上記の支部は、本政党の 知多市 を単位として
設けられる支部であることを証明する。

平成 10 年 8 月 25 日

政党の名称 自由民主党本部

主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町1-11-23

代表者の氏名 小 淵 恵 三

届出事項の異動届

平成11年11月2日

自治大臣 殿
愛知県選挙管理委員会



政治団体の名称 自由民主党知多市支部

事務所の所在地 愛知県知多市八幡新町

代表者の氏名 伊藤 忠彦

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

ア 代表者の異動
イ 主たる事務所の異動
ウ

2 内容

(1) 新

ア 別紙の通り
イ //
ウ

(2) 旧

ア 別紙の通り
イ
ウ

3 異動年月日

平成//年//月/8日 異動

(備考) 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

新

名 称 (ふりがな)				
主たる事務所の所在地	(〒478-0052) (電話 [REDACTED]) 愛知県知多市八幡新町3-1-1 [REDACTED]			
主たる活動区域				
区分	氏 名 (ふりがな)	住 所 ・ 電 話	生年月日	選任年月日
代 表 者	伊藤忠彦	(〒 [REDACTED]) (電話 [REDACTED]) [REDACTED]	[REDACTED]	(平成) 11. 8. 1
会計責任者		(〒) (電話)	明・大・昭 .	平成 .
会計責任者の職務代行者		(〒) (電話)	明・大・昭 .	平成 .

旧

名 称 (ふりがな)				
主たる事務所の所在地	(〒478-0054) (電話 [REDACTED]) 愛知県知多市新知字木通1口45番地 [REDACTED]			
主たる活動区域				
区分	氏 名 (ふりがな)	住 所 ・ 電 話	生年月日	解任年月日
代 表 者	早川茂典	(〒 [REDACTED]) (電話 [REDACTED]) [REDACTED]	[REDACTED]	平成 10. 8. 3
会計責任者		(〒) (電話)	明・大・昭 .	平成 .
会計責任者の職務代行者		(〒) (電話)	明・大・昭 .	平成 .

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 : 自由民主党 知多市支部

主たる事務所の所在地 : 愛知県知多市八幡新町1-13-3

主たる活動区域 : 知多市

上記の支部は、本政党の 知多市 を単位として
設けられる支部であることを証明する。

平成 11 年 10 月 28 日

政党の名称 自由民主党本部

主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町1-11-23

代表者の氏名 小 渕 恵 三

届出事項の異動届

平成11年 11月 2日

自 治 大 臣 殿
愛知県選挙管理委員会



政治団体の名称

自由民主党 知多市支部

事務所の所在地

知多市八幡新町1

代表者の氏名

河野 忠新

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

ア 会計責任者

イ 会計責任者の職務代行者

ウ

2 内 容

(1) 新

ア 河野 忠新

イ 河野 忠新

ウ

(2) 旧

ア 河野 忠新

イ 河野 忠新

ウ

3 異動年月日

平成11年10月26日異動

(備考) 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

新

名 称 (ふりがな)				
主たる事務所の 所在地	(〒) (電話)			
主たる活動区域				
区 分	氏 名 ふりがな	住 所 ・ 電 話	生年月日	選任年月日
代 表 者		(〒) (電話)	明・大・昭 .	平成 .
会計責任者	おい ちろう 松井 卓郎	(〒) (電話) [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	平成 11.10.26
会計責任者の 職務代行者	[REDACTED]	(〒) (電話) [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	平成 11.10.26

旧

名 称 (ふりがな)				
主たる事務所の 所在地	(〒) (電話)			
主たる活動区域				
区 分	氏 名 ふりがな	住 所 ・ 電 話	生年月日	解任年月日
代 表 者		(〒) (電話)	明・大・昭 .	平成 .
会計責任者	おん じょう かい 安藤 儒吾	(〒) (電話) [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	平成 10.10.26 [REDACTED]
会計責任者の 職務代行者	[REDACTED]	(〒) (電話) [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	平成 10.10.26 [REDACTED]

備考 異動事項のみ記載すること。

届出事項の異動届

平成 13 年 3 月 30 日

総務大臣 殿
愛知県選挙管理委員会

政治団体の名称 自由民主党 市支部

事務所の所在地 知多市八幡新町1-13-3

代表者の氏名 伊藤忠彦

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

ア 会計責任者

イ

ウ



2 内容

(1) 新

ア 別紙の通り

イ

ウ

(2) 旧

ア 別紙の通り

イ

ウ

3 異動年月日

平成 11 年 11 月 10 日 異動

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

(届出事項の異動届) 別紙

※ 異動事項のみ記載すること。

新

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地	〒 (-) (☎)			
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生 年 月 日	選任年月日
代 表 者		(〒) (☎)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・
会 計 責 任 者	かうごさ やすお 勝崎 泰生	(〒) [REDACTED] (☎)	[REDACTED] [REDACTED]	平成 11・11・10
会計責任者の 職 務 代 行 者		(〒) (☎)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・

旧

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地	〒 (-) 電話 ()			
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生 年 月 日	解任年月日
代 表 者		(〒) (☎)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・
会 計 責 任 者	まつい たくお 松井 卓郎	(〒) [REDACTED] (☎)	[REDACTED] [REDACTED]	平成 11・11・10 11・11・10
会計責任者の 職 務 代 行 者		(〒) (☎)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・

届出事項の異動届

平成17年3月18日

総務大臣
愛知県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

自由民主党知多市支部

事務所の所在地

愛知県知多市八幡新町1-13-1

代表者の氏名

伊藤 忠彦

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

ア 会計責任者

イ

ウ



2 内 容

(1) 新

ア 尾之内 勝

イ

ウ

(2) 旧

ア 勝崎 泰生

イ

ウ

3 異動年月日

平成16年6月19日 異動

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

(届出事項の異動届) 別紙

※ 異動事項のみ記載すること。

新

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地		(〒 -) (TEL)		
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者		(〒) (TEL)	明・大・昭 .	平成 .
会 計 責 任 者	あめうち まさる 尾之内 勝	(〒) (TEL)	 .	平成 16.6.19
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者		(〒) (TEL)	明・大・昭 .	平成 .

旧

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地		(〒 -) (TEL)		
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	解任年月日
代 表 者		(〒) (TEL)	明・大・昭 .	平成 .
会 計 責 任 者	せつぎき やすあ 勝崎泰生	(〒) (TEL)	 .	平成 16.6.19
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者		(〒) (TEL)	明・大・昭 .	平成 .

届出事項の異動届

平成18年3月28日

総務大臣 殿
愛知県選挙管理委員会

政治団体の名称 自由民主党知政事務所

事務所の所在地 知政事務所 知政事務所

代表者の氏名 勝崎泰生

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

ア 事務所 知政事務所
イ 代表者 勝崎泰生
ウ 知政事務所

2 内容

(1) 新

ア 別紙の通り
イ 別紙の通り
ウ 別紙の通り

(2) 旧

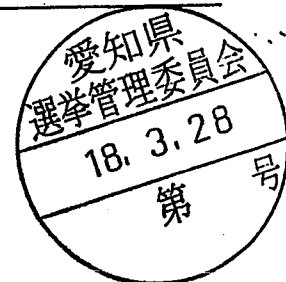
ア 別紙の通り
イ 別紙の通り
ウ 別紙の通り

3 異動年月日

平成17年12月5日 異動

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。



(届出事項の異動届) 別紙

※ 異動事項のみ記載すること。

新

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地		〒(478-0021) 知多市岡田字何田61 (☎ [REDACTED])		
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生 年 月 日	選任年月日
代 表 者	かつらぎ お 勝崎 菜生	(〒 [REDACTED]) [REDACTED]	[REDACTED]	平成
会 計 責 任 者	あらい としひろ 北井 敏博	(〒 [REDACTED]) [REDACTED]	[REDACTED]	平成
会計責任者の 職 務 代 行 者		(〒 [REDACTED]) [REDACTED]	明・大・昭 ・ ・	平成 17・12・

旧

(ふりがな) 名 称				
主たる事務所の 所 在 地		〒(474-0052) [REDACTED] 知多市八幡新町1-13-3 電話 ([REDACTED])		
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生 年 月 日	解任年月日
代 表 者	いとう 和彦 伊藤 忠彦	(〒 [REDACTED]) [REDACTED]	[REDACTED]	平成
会 計 責 任 者	あらい としひろ 北井 敏博	(〒 [REDACTED]) [REDACTED]	[REDACTED]	平成
会計責任者の 職 務 代 行 者		(〒 [REDACTED]) [REDACTED]	明・大・昭 ・ ・	平成 17・12・

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 : 自由民主党 知多市支部
主たる事務所の所在地 : 愛知県知多市岡田字向田61
主たる活動区域 : 知 多 市

上記の支部は、本政党の 知 多 市 を単位として
設けられる支部であることを証明する。

平成 18 年 3 月 13 日

政党の名称 自由民主党本部
主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町1-11-23
代表者の氏名 小 泉 純一郎

自由民主党

知多市支部規約

第一章 総 則

- 第一条 本支部は、自由民主党知多市支部と称し、事務局を知多市八幡字小根十四番地に置く。
- 第二条 本支部は、党の使命、綱領及び政策を実現することを目的とする。
- 第三条 本支部は、知多市内在住の党員をもって構成する。

第二章 の二 党 員

- 第四条 本党の目的に賛同する日本国民で、党則の定めるところにより忠実に義務を履行するとともに、国民大衆の奉仕者として積極的に党活動に参加するものをもって党員とする。
- 第四条の二 党員は、次の各号に掲げる権利を有する。
- 一 党内の選挙権及び被選挙権を有すること。
 - 二 役員の選出及び候補者の決定に参加すること。
 - 三 党の政策に関し、提案すること。
 - 四 党の会議又は出版物を通じて、党の活動に関する自由な討論に参加すること。
- 第四条の三 党員は、次の各号に掲げる義務を有する。
- 一 党の使命、綱領、政策及び党則を守ること。
 - 二 各級選挙において党の決定した候補者を支持すること。
 - 三 積極的に党活動に参加すること。
 - 四 党費を納めること。

第二章 役員及び執行機関

- 第一節 支部長及び副支部長
- 第五条 本支部には、支部長一名、副支部長若干名を置く。
- 2 支部長は支部を代表し、支部の党務を総括する。
 - 3 副支部長は、支部長を補佐する。
- 第二節 幹事長及び副幹事長
- 第六条 本支部には、幹事長一名、副幹事長若干名、幹事若干名を置く。

- 2 大会は支部役員会の議を経て、支部長が招集し、大会議長、副議長はそのつど大会にて選出する。
- 3 本支部の大会は、各年一回開催するも、支部役員会又は、所属党員の三分の一以上の要求がある時は、直ちに臨時支部大会を招集しなければならない。
- 4 本支部の総ての議決は、多数決により決する。

第十五条 支部大会においては、本支部の次の各機関の長及び副長を選任する。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 支部長 | (6) 選挙対策委員長 |
| (2) 幹事長 | (7) 広報委員長 |
| (3) 総務会長 | (8) 財務委員長 |
| (4) 政務調査会長 | (9) 会計監査 |
| (5) 組織委員長 | (10) 事務局長 |

第十六条 本支部総ての役員の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第二節 支部役員会

第十七条 本支部内に党務運営上の重要事項を協議決定し、併せて支部内各機関の連絡を密にするため支部役員会を置く。

第十八条 支部役員会は、第十五条に規定の各機関の長及び副長をもって構成する。但し、必要に応じ支部長が指名する者を参画させることができる。

2 支部委員会、支部長が招集し、議長として運営に当る。

第十九条 本支部に県連党大会代議員を置く。但し、その選出については県連の指示に基づき、支部役員会で選出する。

第四章 財務委員会

- 第二十条 本支部の財政確立と円滑な運営並びに党費収納制度を推進するため、本支部に財務委員会を置き、財務委員長一名、副委員長若干名を置く。
- 2 本支部の経費は、党費及び寄附金をもって充てる。
 - 3 本支部の会計年度は、毎年一月一日に始まり十二月三十一日までとする。

- 2 幹事長は、支部長を補佐し、支部の党務を執行する。
3 副幹事長は、幹事長を補佐しその指示により幹事と共に党務を分掌する。
4 幹事は、支部役員会において選出する。

第三節 総務会

- 第七条 本支部には、支部内各機関から提案された重要案件を審議決定するため、総務会を置き、総務会長一名、副会長若十名、総務若十名を置く。
2 総務会長は総務会を招集し議長として、その運営の任に当る。
3 総務は、支部役員会において選出する。

第四節 政務調査会

- 第八条 本支部には、わが党の政策活動を推進するため、政務調査会を置き、政務調査会長一名、副会長若十名を置く。
2 政務調査会長は、政務調査会の運営と総括の任を司る。

第五節 組織委員会及び各部門

- 第九条 本支部には、わが党組織の拡大強化を計るため組織委員会を置き、組織委員長一名、副委員長若十名を置く。
2 組織委員長は、組織委員会の運営と所轄各部の総括の任に当る。
第十条 組織委員会には、日常の党組織活動推進を計るため次の所轄各部を置く。

(1) 青年部

(2) 婦人部

- 2 各部には、部長一名、副部長若十名を置き支部役員会において選出する。

第六節 選挙対策委員会

- 第十一条 本支部には、党の選挙対策を樹立するため、選挙対策委員会を置き、選挙対策委員長一名、副委員長若十名、委員若十名を置く。この委員は支部役員会において選出する。

第七節 広報委員会

- 第十二条 本支部には、わが党の政策を普及し、広報活動の強力展開を期するため、広報委員会を置き、広報委員長一名、副委員長若十名を置く。

第三章 議決機関

第一節 支部大会

- 第十三条 本支部は、各年一回支部大会を開催するも役員会において決定することもある。

- 第十四条 支部大会は、本支部の最高議決機関であり、支部所属の党員をもって構成し、支部活動上の重要案件を審議決定する。

- 第二十一条 本支部には、会計監査二名を置き、毎年一回、本支部の会計を監査し支部大会に報告する。

第六章 顧問、相談役

- 第二十二条 本支部には、顧問、相談役若十名を置き、支部大会において選任する。

第七章 入党・離党・賞罰

- 第二十三条 本党へ入党しようとする者は所定の用紙に記載事項を記入して、当該支部へ提出しなければならない。

- 2 支部入党者ありたる時は、速やかに県支部連合会へ報告しなければならない。

- 第二十四条 本支部の党員で党則に規定の離党者及び賞罰該当者がありたる時は、支部役員会の議を経て県支部連合会へ速やかに報告しなければならない。
2 賞罰については、党則に準じ適用する。

第八章 支部事務局

- 第二十五条 本支部の事務を処理するため、支部事務局を置き、事務局長一名、同副長を置く。

第九章 規約改正

- 第二十六条 本規約の改正は、支部大会の議を経て行なうものとする。

附 則

本規約は昭和五十八年十一月十七日から実施する。

新

自由民主党

知多市支部規約

第一章 総 則

- 第一条 本支部は、自由民主党知多市支部と称し、事務局を~~知多市~~に置く。
- 第二条 本支部は、党の使命、綱領及び政策を実現することを目的とする。
- 第三条 本支部は、知多市内在住の党员をもって構成する。

第一章の二 党 員

- 第四条 本党の目的に賛同する日本国民で、党則の定めるところにより忠実に義務を履行するとともに、国民大衆の奉仕者として積極的に党活動に参加するものをもって党员とする。
- 第四条の二 党员は、次の各号に掲げる権利を有する。
 - 一 党内の選挙権及び被選挙権を有すること。
 - 二 役員の選出及び候補者の決定に参加すること。
 - 三 党の政策に関し、提案すること。
 - 四 党の会議又は出版物を通じて、党の活動に関する自由な討議に参加すること。
- 第四条の三 党员は、次の各号に掲げる義務を有する。
 - 一 党の使命、綱領、政策及び党則を守ること。
 - 二 各級選挙において党の決定した候補者を支持すること。
 - 三 積極的に党活動に参加すること。
 - 四 党費を納めること。

第二章 役員及び執行機関

- 第五節 支部長及び副支部長
- 第五条 本支部には、支部長一名、副支部長若干名を置く。
- 2 支部長は支部を代表し、支部の党務を総括する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐する。
- 第二節 幹事長及び副幹事長
- 第六条 本支部には、幹事長一名、副幹事長若干名、幹事若干名を置く。

- 2 大会は支部役員会の議を経て、支部長が招集し、大会議長、副議長はそのつど大会にて選出する。
- 3 本支部の大会は、各年一回開催するも、支部役員会又は、所属党员の三分の一以上の要求がある時は、直ちに臨時支部大会を招集しなければならない。
- 4 本支部の総ての議決は、多数決により決する。

- 第十五条 支部大会においては、本支部の次の各機関の長及び副長を選任する。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 支部長 | (6) 選挙対策委員長 |
| (2) 幹事長 | (7) 広報委員長 |
| (3) 総務会長 | (8) 財務委員長 |
| (4) 政務調査会長 | (9) 会計監査 |
| (5) 組織委員長 | (10) 事務局長 |

- 第十六条 本支部総ての役員の任期は二ケ年とする。但し再選を妨げない。

第二節 支部役員会

- 第十七条 本支部内に党務運営上の重要事項を協議決定し、併せて支部内各機関の連絡を密にするため支部役員会を置く。
- 第十八条 支部役員会は、第十五条に規定の各機関の長及び副長をもって構成する。但し、必要に応じ支部長が指名する者を参画させることができる。
- 2 支部委員会は、支部長が招集し、議長として運営に当る。
- 第十九条 本支部に県連党大会代議員を置く。但し、その選出については県連の指示に基き、支部役員会で選出する。

第四章 財務委員会

- 第二十條 本支部の財政確立と円滑な運営並びに党費収納制度を推進するため、本支部に財務委員会を置き、財務委員長一名、副委員長若干名を置く。
- 2 本支部の経費は、党費及び寄附金をもって充てる。
- 3 本支部の会計年度は、毎年一月一日に始まり十二月三十一日までとする。

第五章 会 計 監 査

- 2 幹事長は、支部長を補佐し、支部の党務を執行する。
3 副幹事長は、幹事長を補佐しその指示により幹事と共に党務を分掌する。
4 幹事は、支部役員会において選出する。

第三節 総務会

- 第七條 本支部には、支部内各機関から提案された重要案件を審議決定するため、総務会を置き、総務会長一名、副会長若干名、総務若干名を置く。
2 総務会長は総務会を招集し議長として、その運営の任に当る。
3 総務は、支部役員会において選出する。

第四節 政務調査会

- 第八條 本支部には、わが党の政策活動を推進するため、政務調査会を置き、政務調査会長一名、副会長若干名を置く。
2 政務調査会長は、政務調査会の運営と総括の任を司る。

第五節 組織委員会及び各部門

- 第九條 本支部には、わが党組織の拡大強化を計るため組織委員会を置き、組織委員長一名、副委員長若干名を置く。
2 組織委員長は、組織委員会の運営と所轄各部の総括の任に当る。
第十條 組織委員会には、日常の党組織活動推進を計るため次の所轄各部を置く。

(1) 青年部

(2) 婦人部

- 2 各部には、部長一名、副部長若干名を置き支部役員会において選出する。

第六節 選挙対策委員会

- 第十一條 本支部には、党の選挙対策を樹立するため、選挙対策委員会を置き、選挙対策委員長一名、副委員長若干名、委員若干名を置く。この委員は支部役員会において選出する。

第七節 広報委員会

- 第十二條 本支部には、わが党の政策を普及し、広報活動の強力展開を期するため、広報委員会を置き、広報委員長一名、副委員長若干名を置く。

第三章 議決機関

第一節 支部大会

- 第十三條 本支部は、各年一回支部大会を開催するも役員会において決定することもある。

- 第十四條 支部大会は、本支部の最高議決機関であり、支部所属の党员をもって構成し、支部活動上の重要案件を審議決定する。

- 第二十一條 本支部には、会計監査二名を置き、毎年一回、本支部の会計を監査し支部大会に報告する。

第六章 顧問、相談役

- 第二十二條 本支部には、顧問、相談役若干名を置き、支部大会において選任する。

第七章 入党・離党・賞罰

- 第二十三條 本党へ入党しようとする者は所定の用紙に記載事項を記入して、当該支部へ提出しなければならない。
2 支部入党者ありたる時は、速やかに県支部連合会へ報告しなければならない。
第二十四條 本支部の党员で党則に規定の離党者及び賞罰該当者がありたる時は、支部役員会の議を経て県支部連合会へ速やかに報告しなければならない。
2 賞罰については、党則に準じ適用する。

第八章 支部事務局

- 第二十五條 本支部の事務を処理するため、支部事務局を置き、事務局長一名、同副長を置く。

第九章 規約改正

- 第二十六條 本規約の改正は、支部大会の議を経て行なうものとする。

附 則

本規約は昭和五十八年十一月十七日から実施する。

届出事項の異動届

平成20年 2月 21日

総務大臣 殿
愛知県選挙管理委員会

政治団体の名称

自由民主党知多支部

事務所の所在地

知多市岡田字岡田61

代表者の氏名

伊藤忠彦

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

ア 代表者氏名の異動

イ

ウ



2 内 容

(1) 新

ア 別紙のとおり

イ

ウ

(2) 旧

ア 別紙のとおり

イ

ウ

3 異動年月日

平成19年 6月10日 異動

(備考)

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

3 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

(届出事項の異動届) 別紙

※ 異動事項のみ記載すること。

新

名 称 (ふりがな)				
主たる事務所の 所 在 地	(〒 -) (Tel)			
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	いしろ けいこ 伊藤 幸彦	(〒) [Redacted]	[Redacted] [Redacted]	平成 19' 6' 10
会 計 責 任 者		(〒) (Tel)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・
会計責任者の 職 務 代 行 者		(〒) (Tel)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・

旧

名 称 (ふりがな)				
主たる事務所の 所 在 地	(〒 -) (Tel)			
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	解任年月日
代 表 者	かづき けんた 勝崎 健生	(〒) [Redacted] (Tel)	[Redacted] [Redacted]	平成 19' 6' 10
会 計 責 任 者		(〒) (Tel)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・
会計責任者の 職 務 代 行 者		(〒) (Tel)	明・大・昭 ・ ・	平成 ・ ・